



車両の運転者の他にも 車両の使用者・車検を受ける者 にも影響します。

内容は裏面をご覧ください。



### どう変わるの?

違法駐車の取締り

変わる。 その

# 車両の所有者などを対象とした放置違反金の制度が導入されます。

放置駐車違反が確認された車両について、運転者が反則金を納付しない場合などには、その車両の所有者などに対して、放置違反金(反則金と同額)の納付が命ぜられます。さらに、放置違反金納付命令を繰り返し受けた常習違反者には、一定期間、車両の使用制限が命令されます。

変わる。 その ※法律上は、車両を使用する権原を有し、 車両の運行を支配、管理する「車両の使 用者」が命令の対象となります。

# 2 民間の駐車監視員が放置駐車違反の確認を行います。

民間の駐車監視員が巡回し、放置駐車違反の車両を確認した場合は、その車両に確認標章を取り付けます。(確認標章の取付けは警察官又は交通巡視員も行います。)

駐車監視員は、地域住民の意見・要望等を踏まえて策定・公表されたガイドラインの定める場所・時間帯を重点に活動します。

変わる。 その

# 悪質・危険、迷惑な違反に 重点を置き、短時間の放置駐車も取り締まります。

1台1台の駐車は短時間でも、そのような駐車が横行すれば、交通の大きな妨げとなるほか事故の原因にもなります。そこで、放置駐車違反の車両については、駐車時間の長短にかかわらず、確認標章を取り付けることとし、安全で円滑な交通の実現を図ります。

変わる。 その

# **人 放置違反金を納付しないと車検が受けられなくなります。**

放置違反金を滞納して公安委員会から督促を受けた者は、滞納処分による強制徴収の対象となります。また、放置違反金が納付されなければ、車 検手続きが完了できなくなります。



警察庁ホームページ http://www.npa.go.ip



警察庁·都道府県警察